

資料 2

電波利用センサを用いた不法投棄監視システムの 実現に向けた調査検討会開催要綱（案）

（名 称）

第 1 条 この調査検討会は「電波利用センサを用いた不法投棄監視システムの実現に向けた調査検討会」（以下「調査検討会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 平成 17 年度に行った「電波を利用した不法投棄監視システムに関する調査研究」の結果を踏まえて、近年、深刻な社会問題となっている不法投棄の監視及び抑止のための不法投棄監視システム構築に有効な電波利用センサの実用化に向けた技術的検討を行う。

（調査検討事項）

第 3 条 調査検討会は、前条の目的を達成するために、次の事項について調査検討を行う。

- （1）不法投棄監視システムの試作、電波利用センサの基本性能の測定及び技術的検討
- （2）模擬環境における不法投棄監視システムの総合試験及び技術的検討
- （3）実地環境における不法投棄監視システムの総合試験及び技術的検討
- （4）試験結果等に基づいた実用化への課題の検討

（構 成）

第 4 条 調査検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

（組 織）

第 5 条 調査検討会には座長を置く。座長は委員の互選により選出する。

（運 営）

第 6 条 調査検討会は座長が招集し、主宰する。

2 調査検討会を招集するときは、委員に対しあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。

(公 開)

第7条 調査検討会の会議及び資料は原則公開とし、総務省沖縄総合通信事務所のホームページに掲載する。

ただし、その内容が、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合など、座長が必要と認める場合は、その全部または一部を非公開とする。

(調査検討会の事務)

第8条 調査検討会の事務は、沖縄総合通信事務所無線通信課の指導助言の下に富士通(株)がつかさどる。

(設置期間)

第9条 調査検討会は、平成18年8月1日から報告書を作成するまでの期間、設置する。

(その他)

第10条 前各条に定めるもののほか、調査検討会の運営に関し必要な事項は、調査検討会において定める。